

# 労働者派遣事業に関する情報提供

SEDAI株式会社

許可番号：派25-300520

## ■労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

①令和6年6月1日付け 派遣労働者数	90人
--------------------	-----

対象期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日

②派遣先事業所数（実数）	17事業所
③労働者派遣に関する料金の額の平均額 （1日8時間あたり、全業務平均）	16,645円
④派遣労働者の賃金の額の平均額 （1日8時間あたり、全業務平均）	10,799円
⑤マージン率（ $=③-④$ ） $\div④\times 100$ ）	35.1%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、福利厚生費、教育訓練費などが含まれています。

※派遣料金及び労働者賃金平均額は、実績に基づく額となりますので、割増賃金等も含まれております。

⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項					
【教育訓練】					
種別	対象者	訓練方法	実施主体	訓練費負担	賃金支給
(1)入職時訓練	派遣労働者（雇入時）	OFF-JT	派遣元	無償	有給
(2)職能別訓練	派遣労働者（派遣中）				
(3)階層別訓練	派遣労働者（派遣中）				
訓練内容					
(1)入職時訓練	社会人・派遣ルール、ビジネスマナー、モラル等				
(2)職能別訓練	業務・専門職種別の研修（製造系・物流系）				
(3)階層別訓練	リーダー研修				
【キャリアコンサルティング】					
相談窓口	管理部	連絡先	0748-69-6995		

⑦その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

⑤のマージン率の具体的な計算式： $(16645-10799) \div 16645 \times 100 = 35.12\cdots$

小数点第一位未満の端数を四捨五入し、35.1%

⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項	
労使協定締結	有
協定有効期間終期	令和8年3月31日
協労使定の対象となる派遣労働者の範囲	事業所で雇用する全派遣労働者